

サンコールグループ グリーン調達 ガイドライン

Ver 6.1

Fine Precision, Nano Solution



発行日 : 2025 年 7 月 10 日

営業部門 調達物流管理部

品質・安全環境部門 安全環境整備部

目次

1.	はじめに	- 2 -
2.	環境保全への取組み	- 3 -
3.	グリーン調達について	- 4 -
4.	お取引先様へのお願い事項	- 4 -
4. 1	法令の順守	- 4 -
4. 2	環境マネジメントシステムの構築・整備	- 4 -
4. 3	環境負荷物質の管理と削減	- 4 -
(1)	環境負荷物質及び材料、化学物質成分の情報の提供	- 5 -
(2)	化審法・申告物質リスト禁止物質の非含有証明書の提供	- 5 -
(3)	当社内にて使用する原材料・副資材等の危険性、有害性の情報提供	- 5 -
4. 4	環境負荷低減への取組み	- 5 -
(1)	環境パフォーマンスの向上	- 5 -
(2)	製品・サービスに関わるライフサイクルでの CO ₂ 排出量の低減	- 5 -
(3)	水使用量の低減	- 5 -
(4)	梱包・包装資材の低減	- 5 -
(5)	物流に関わる CO ₂ 排出量の低減	- 6 -
5.	グリーン調達ガイドラインの運用について	- 7 -
6.	帳票の提出について	- 8 -
7.	用語解説	- 9 -

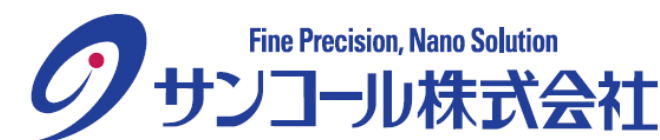
1. はじめに

近年、地球温暖化や資源の枯渇、製品中への有害物質含有問題など、地球環境保護に対する社会の関心の高まりとともに、企業に求められる役割・責任は、ますます重要になっています。

サンコールグループ（以下、当社という）は、環境への対応を、事業活動における重要課題と捉え、環境にやさしい製品・技術の開発を強化するとともに、開発・生産・廃棄・リサイクルに至る全ての工程において、環境保全と環境負荷物質削減に配慮したもののづくりを推進し、また低炭素社会の実現にも貢献したいと思っています。

この取組みの中で大切なことは、全ての事業に関わる一人ひとりの理解と環境意識の向上であり、そのためには当社とお取引先様が環境理念を共有し、サプライチェーン全体で環境活動を推進することが必要です。このたび、部品・材料その他の調達にあたって、お取引先様に更なるご協力と環境保全活動への努力をお願いするために、「グリーン調達ガイドライン」を発行いたしました。

お取引先様におかれましては、取組みの主旨をご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



営業部門

調達物流管理部

品質・安全環境部門

安全環境整備部

2. 環境保全への取組み

人と環境、そして地域と調和した企業を目指して、製品の開発、生産、販売のあらゆる事業活動を通じて、循環型社会の構築と、持続可能な社会の発展に貢献します。

基本理念
地球社会の一員として、公德優先、人間尊重をベースに技術集約型精密製品の創造をビジネステーマとした事業活動の中で、自然環境の保全に万全を期すとともに、貴重な資源を大切にし、地球環境に貢献します。
行動指針
1. 電子・情報機器関連部品、自動車製品関連部品、精密機能材料の事業活動において、積極的に環境の保全に取り組みます。 2. 環境マネジメントシステムを推進し、技術的・経済的可能な範囲で、継続的な環境改善を行い、汚染の未然防止に努めます。 3. 関連する環境法規制及び協定事項を遵守し、環境保全に取り組みます。 4. 環境保全を推進するため環境目的・目標を定め、廃棄物の減量、省エネルギー、省資源、地球温暖化ガスの削減に取り組みます。また、環境目標は定期的に見直し、必要に応じて改訂します。 5. 地域周辺への環境保全に配慮し、地域から信頼される事業活動を行います。 6. この方針は、社外の要請に応じて公開します。

3. グリーン調達について

当社は、製造・販売する製品等を構成する調達品について、環境管理体制が整備されたお取引先様から、環境負荷が少ない調達品を調達することにより、地球環境負荷低減を推進いたします。

4. お取引先様へのお願い事項

4. 1 法令の順守

お取引様が事業活動を行なっている各国・地域の関連する法令の順守をお願いいたします。

4. 2 環境マネジメントシステムの構築・整備

材料、部品、副資材を納入して頂いてるお取引先様は、環境保全活動を組織的に管理し、改善を継続的に実施して頂くために、ISO14001、エコアクション21、KES等の外部認証を得た環境マネジメントシステムの構築・整備に努めて頂きますようお願いいたします。

尚、環境マネジメントシステムの構築・整備が構築済みのお取引様におかれましては、運用の維持・向上をお願いいたします。

4. 3 環境負荷物質の管理と削減

環境負荷物質に関しては、欧州をはじめ世界中の国々が規制を強めており、当社では、法令順守はもとより、環境に大きな影響を及ぼす可能性のある物質の使用、排出を削減するとともに、事業活動の計画段階で環境リスクの評価を実施し、環境負荷物質による汚染の予防に努めています。

お取引先様におかれましても、環境負荷物質管理の徹底を宜しくお願いいたします。

(1) 環境負荷物質及び材料、化学物質成分の情報の提供

材料・部品・副資材を納入されるお取引先様は、当社の依頼部署または、依頼者が指定する化学物質及び、材料成分の情報の提供をお願いいたします。

(2) 化審法・申告物質リスト禁止物質の非含有証明書の提供

材料・部品・副資材を納入されるお取引先様は、欧州E L V指令／R E A C H規制等に関する非含有証明書のご提出をお願いする場合がございます。

(3) 当社内にて使用する原材料・副資材等の危険性、有害性の情報提供

工事・清掃・造園を請負うお取引様は、納入材料や持ち込み材料（設備に付帯する油剤、薬剤含む）に製造禁止物質や特定化学物質第1種など、安衛法や化審法などの規制により許可なく使用できない物質が含有されないようお願いいたします。

詳細の運用は、『サンコール環境負荷物質管理基準書』を参照。

4. 4 環境負荷低減への取組み

(1) 環境パフォーマンスの向上

C O₂排出量の削減、廃棄物の削減、P R T R法対象物質の削減、V O C排出量の削減、エネルギー原単位の向上に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(2) 製品・サービスに関わるライフサイクルでのCO₂排出量の低減

購買品を納入いただいている仕入先様、ならびに当社製品の物流をお願いしておりますお取引先様におかれましては、製品やサービス、および拠点における目標設定をして、CO₂ 排出量低減の取組みをお願いいたします。

(3) 水使用量の低減

世界的には水資源の枯渇が、重要な課題になっており、お取引先様におきましては、水使用量の把握、日常改善等による水使用量の低減の取組みをお願いいたします。

(4) 梱包・包装資材の低減

購買品は、その品質保持、輸送中の傷防止等のために梱包・包装材料を用いて納入して頂いてますが、これらの廃棄物が環境に与える影響を最小限とするため、梱包・包装の改善、簡易化、通い箱化等、廃棄物の削減につながるよう、ご協力並びにご提案をお願いいたします。

(5) 物流に関わる CO₂ 排出量の低減

物流をお願いしているお取引先様は、当社の委託物流により発生するCO₂排出量及び、原単位となる指標（燃料使用量、走行距離、燃費など）の低減をお願いいたします。

(参考) お取引先様をお願いする環境取組み事項は、下表の通りです。

No	取組み事項		① 材 料 ・ 製 品 部 材	② 梱 包 ・ 包 装 資 材	③ 設 備 ・ 設 備 部 品	④ ① 〜 ③ 以 外 の 納 入 品	⑤ 工 事 ・ 保 守 等	⑥ 物 流	特記事項 (提出帳票等)
1	法令の順守		○	○	○	○	○	○	
2	環境負荷物質 の管理と削減	環境負荷物質及び材料、化学物質成分 の情報の提供	○	○	○	○			IMDS、JAMAシート
		化審法・申告物質リスト禁止物質の非含 有証明書の提供	○	○	○	○			非含有証明書
		弊社内にて使用する原材料・副資材等の 危険性及び有害性の情報提供	○	○	○	○	○		SDS
3	環境負荷低減 への取組み	CO2排出量の低減	○						
		PRTR対象物質排出量、VOC排出量の 低減	○	○	○	○			
		廃棄物発生量の低減	○				○		
		水使用量の低減	○				○		
		梱包・包装資材の低減	○	○	○	○			
		物流に関わるCO2排出量の低減						○	

5. グリーン調達ガイドラインの運用について

グリーン調達を推進する上で、下記の帳票類の提出をお願い致します。

① 『グリーン調達 取引先調査表』（別紙1）の提出

- ・ I S O 1 4 0 0 1 認証取得の状況
- ・ 「グリーン調達」への取り組み状況
- ・ 環境負荷物質の管理体制について
- ・ 環境保全活動について

② 『環境負荷物質 非含有（又は含有）宣言書』の提出

別添 1) 提出書類 ご確認フロー で、当社への納入品を確認して頂き、その結果は、『環境負荷物質 非含有宣言書』（別紙2）或いは、『環境負荷物質 含有宣言書』（別紙3）の提出をお願いいたします。

③ 「環境窓口責任者登録」（別紙4）の提出

提出された内容にて、お取引先様の環境窓口責任者として登録し。登録以降の環境に対する問い合わせの担当窓口とさせていただきます。尚、担当者が変更になりましたら、同様式にて変更の連絡をお願い致します。

別添

- ・ 別添 1) 提出書類 ご確認フロー
- ・ サンコール環境負荷物質管理基準書
別表 1) 環境負荷物質管理基準（自動車部品）

《帳票類》

- ・ グリーン調達 取引先調査表（別紙1-1、1-2）
- ・ 環境負荷物質 非含有宣言書（別紙2）
- ・ 環境負荷物質 含有申請書（別紙3）
- ・ 環境窓口責任者登録（別紙4）

6. 帳票の提出について

【提出期限】

当社担当部署から提出依頼を受けた後、所定の期限までに提出をお願いします。

【提出方法】

所定のフォーマットを、郵送にて提出をお願いします。

【提出先】

〒615-8555 京都市右京区梅津西浦町 14 番地
サンコール株式会社 営業部門 調達物流管理部 宛て

尚、提出書類に関するお問い合わせ、相談などは下記へお電話下さい。

調達・物流部：TEL（075）－881－4441

提出頂いた情報は、環境に関わる納入先や公的機関への報告を目的に使用致します。
本目的以外に情報を開示することはありません。

7. 用語解説

- ・ **REACH** (Registration, Evaluation, Authorization and restriction of CHemicals)

欧州における包括的な化学物質規制。欧州において生産・輸入される原材料・副資材については、含有する化学物質を登録することが義務づけられており、製品・部品については、規制で定められた高懸念物質 (SVHC) の含有情報を公開することが義務づけられている。2007 年 6 月より施行され、段階的に規制対象化学物質および管理対象が拡大される法規制。

- ・ **RoHS** (Restriction of the use of certain Hazardous Substance in electric and electronic equipment)

特定有害物質使用制限指令。欧州で制定されている、重金属 4 物質（鉛、カドミウム、水銀、6 価クロム）と特定臭素系難燃剤（PBB、PBDE）の使用を制限した指令。

- ・ **ELV** (End of Life Vehicle)

欧州廃車指令。欧州で制定されている、自動車のリサイクル及び重金属 4 物質（鉛、カドミウム、水銀、6 価クロム）の使用を制限した指令。

- ・ **GADSL** (Global Automotive Declarable Substance List)

Global Automotive Stakeholder Group (GASG) が公開する化学物質リスト。サプライチェーンを通して OEM (Original Equipment Manufacturers/自動車の完成車メーカー) へ供給される部品や材料に含まれ、将来/現在の規制の対象、または人体や環境に悪影響をもたらす化学物質に関する特定の情報が含まれている。

<http://www.gadsl.org/>

- ・ **IMDS** (International Material Data System)

多くの国際的自動車製造メーカーのために、自動車産業のサプライチェーンの部品や材料に関する環境関連情報を収集するインターネットを使用したシステム。

- ・ J A M A シート

製品中に含有する材料・化合物の調査に使用する目的で、一般社団法人 日本自動車工業会（J A M A）で合意された帳票。

- ・ S D S （Safety Data Sheet）

製品安全データシート。化学製品を安全に取り扱うために必要な情報（名称・製造企業名・化学物質の性状・取扱法・危険性や有害性の種類・安全対策・緊急時の対策など）を記載したもの。

- ・ P R T R （Pollutant Release and Transfer Register）

環境汚染物質の排出・移動登録。有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、国、事業者団体等の機関が把握・集計・公表するしくみ。

- ・ V O C （Volatile Organic Compounds）

揮発性有機化合物。常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたものを指す。ガソリン、シンナー、アルコールなども V O C に含まれる。

- ・ サプライチェーン

原料の調達から販売まで、製造した製品が消費者に届くまでの企業間の連携を含む全体的な流れのこと。（設計・開発工程や廃棄までを含む場合もある）

- ・ ライフサイクル

製品・サービスの原料調達、生産、流通、使用・維持管理、廃棄・リサイクルまでのすべての段階。

改訂履歴

Ver	改訂年月	改訂内容
Ver 1.0	2005 年 2 月 13 日	制定
Ver 2.0	2008 年 3 月 14 日	全面改訂
Ver 2.1	2011 年 7 月 1 日	環境経営者の変更、『サンコール使用・含有禁止環境負荷物質リスト』（付表 1, 2）の改訂
Ver 3.0	2013 年 7 月 1 日	・環境経営者の変更、『サンコール使用・含有禁止環境負荷物質リスト』（付表 1, 2）の改訂 ・環境負荷物質確認フロー（付表 3）により提出帳票を『環境負荷物質 非含有宣言書』（別紙 2）或いは『環境負荷物質 含有宣言書』（別紙 3）とした。
Ver 4.0	2015 年 4 月 1 日	環境経営者の変更、 『サンコール使用・含有禁止環境負荷物質リスト』（付表 1, 2）の改訂
Ver 5.0	2017 年 4 月 1 日	環境経営者の変更、 『(付表 1)環境負荷物質管理基準(自動車部品)』、『(付表 2)環境負荷物質管理基準(電機・電子製品)』の改訂
Ver 6.0	2023 年 3 月 1 日	本文、全面改訂
Ver 6.1	2025 年 7 月 1 日	管理部門の変更